

平成22年6月
保健福祉局

平成22年度 高医療費市町村の指定について

1 本市の指定について

- (1) 平成22年1月21日付けで京都府より、平成22年度指定市町村の指定に係る保険者別の地域差指数が示された。
- (2) 本市については、地域差指数が特別事情控除前で 1.016 となり、国の指定基準 (1.14) を大きく下回り、平成6年度以降、指定を外れている。
- (3) 平成22年度は全国平均に近づいているものの、引き続き医療費の適正化に取り組む必要があるため、自主的に運営安定化計画を策定し、取組を進めていく。

[参考1] 京都市の地域差指数の推移

年 度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
特別事情控除前	1.218	1.200	1.179	1.123	1.138	1.121	1.098	1.101	1.103
特別事情控除後	1.177	1.166	1.149	(1.098)	(1.118)	(1.089)	(1.075)	(1.077)	(1.082)
年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
特別事情控除前	1.094	1.088	1.079	1.081	1.076	(1.023) 1.073	1.036	1.025	1.016
特別事情控除後	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- ※ 年 度は指定年度
- ※ 19年度の()内は老人分を除く一般分
- ※ 高医療費市町村の指定に係る指定基準 (特別事情控除後) は、平成8年度に 1.17 から 1.14 へ引き下げられている。
- ※ 平成8～13年度の特別事情控除後()は、本市で独自に算定した参考数値である。

[参考2] 地域差指数の算出方法

地域差指数＝前々年度実績給付費／前々年度基準給付費
＝49,945,891,763 円／49,139,247,043 円
＝1.016

- ※ 基準給付費…年齢階層別1人当たり医療給付費が全国平均と同じと仮定した場合の当該保険者の給付費 (保険者間の年齢構成の相違を補正したもの、20年度の後期高齢者医療制度の創設を反映済)